

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

2 この規則による改正後の北海道有林野の産物売払規則の規定は、平成18年4月1日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約について適用し、同日前に契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

告

示

目

次

ページ

規 則

○北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則..... (道有林課) 1

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告の廃止..... (障害者保健福祉課) 1

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (市町村課) 1

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業支援課) 2

○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課) 3

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課) 3

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課) 4

○知事権限に係る保安林の指定の解除(2件)..... (治山課) 4

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課) 5

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課) 5

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課) 6

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課) 6

○都市計画事業の認可..... (都市環境課) 7

道立図書館告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 7

規

則

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第89号

北海道有林野の産物売払規則の一部を改正する規則

北海道有林野の産物売払規則(昭和36年北海道規則第9号)の一部を次のように改正する。
第39条中「年3.6パーセント」を「年3.4パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

北海道告示第506号

次に掲げる告示は、廃止する。

平成18年6月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 平成18年北海道告示第373号(特定調達契約に係る入札の公告)

2 平成18年北海道告示第374号(特定調達契約に係る入札の公告)

3 平成18年北海道告示第375号(特定調達契約に係る入札の公告)

4 平成18年北海道告示第376号(特定調達契約に係る入札の公告)

北海道告示第507号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成18年6月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

平成18年度住民基本台帳ネットワークシステム北海道ネットワーク監視・保守に関する業務 一式

(2) 随意契約の相手方を決定した日

平成18年4月3日

(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所

ア 氏 名 財団法人地方自治情報センター

イ 住 所 東京都千代田区一番町25番地

(4) 随意契約に係る契約金額

285,635,628円

(5) 契約の相手方を決定した手続

随意契約

(6) 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定による。

2(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

平成18年度住民基本台帳ネットワークシステム用サーバ機器等及び接続用ネットワーク機器等の管理運用業務 一式

(2) 随意契約の相手方を決定した日
平成18年4月3日

(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社HBA
イ 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地

(4) 随意契約に係る契約金額
32,130,000円

(5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約

(6) 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道企画振興部地域振興・計画局市町村課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第508号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成18年6月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

蘭越土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成18. 5. 9	理 事	宮谷内 留 雄	磯谷郡蘭越町蘭越町177番地
同	同	同	親 谷 隆	同 字三和207番地4
同	同	同	椿 次 雄	同 字富岡457番地15
同	同	同	伊 藤 章 夫	同 目名町594番地1
同	同	同	向 田 正 幸	同 名駒町436番地31
同	同	同	松 山 廣	同 字日出220番地
同	同	同	米 山 栄 藏	同 字相生157番地
同	同	同	北 川 政 光	同 字初田217番地1
同	同	同	福 嶋 勝 幸	同 字大谷395番地7
同	同	同	坂 野 賢 一	同 字大谷517番地

同	同	監 事	西 河 幸 洋	同 蘭越町292番地1
同	同	同	我孫子 勝	同 字豊国127番地5
同	同	同	渡 部 喜 吉	同 字御成122番地4
退 任	同 18. 5. 8	理 事	宮谷内 留 雄	同 蘭越町177番地
同	同	同	寺 尾 久 志	同 字田下114番地
同	同	同	坂 野 賢 一	同 字大谷517番地
同	同	同	親 谷 隆	同 字三和207番地4
同	同	同	椿 次 雄	同 字富岡457番地15
同	同	同	向 田 正 幸	同 名駒町436番地31
同	同	同	松 山 廣	同 字日出220番地
同	同	同	米 山 栄 藏	同 字相生157番地
同	同	同	北 川 政 光	同 字初田217番地1
同	同	同	大 田 文 雄	同 字大谷174番地3
同	同	監 事	新 井 初 男	同 字吉国28番地1
同	同	同	渡 部 喜 吉	同 字御成122番地4
同	同	同	細 川 良 彦	同 蘭越町278番地2

芦別市土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成18. 5. 13	理 事	松 井 博	芦別市本町1228番地
同	同	同	山 地 和 夫	同 野花南町1720番地
同	同	同	寺 島 和 博	同 常盤町1257番地
同	同	同	澤 田 幸 一	同 常盤町734番地の3
同	同	同	面 村 宗一郎	同 福住町100番地の2
同	同	同	中 山 昭 雄	同 野花南町2505番地の1
同	同	同	中 住 昭	同 上芦別町38番地
同	同	同	田 屋 正 一	同 旭町75番地
同	同	同	佐々木 茂	同 黄金町193番地の4
同	同	監 事	山 下 武	同 野花南町1015番地の3
同	同	同	古 田 克 志	同 常盤町426番地
退 任	同 18. 5. 12	理 事	大 辻 武 雄	同 本町1069番地の2
同	同	同	山 地 和 夫	同 野花南町1720番地
同	同	同	森 田 迪 男	同 北4条東1丁目7番地
同	同	同	澤 田 幸 一	同 常盤町734番地の3
同	同	同	角 橋 隆 弘	同 常磐町64番地
同	同	同	中 山 昭 雄	同 野花南町2505番地の1

退任 平成18. 5.12 理事 中住昭 芦別市上芦別町38番地 同 同 同 田屋正一 旭町259番地 同 同 同 寺島哲夫 黄金町662番地 同 同 監事 山下武 野花南町1015番地の3	
北海道告示第509号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（川南地区中山間地域総合農地防災（農業用排水、土留工））事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成18年6月6日から20日間、一般の縦覧に供する。 なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。 また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。 平成18年6月2日 北海道知事 高橋 はるみ	2(1) 保安林予定森林の所在場所 夕張市日吉16の1（次の図に示す部分に限る。）、18の5 (2) 指定の目的 水源のかん養 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 3(1) 保安林予定森林の所在場所 夕張市紅葉山359・361の1・362の2・363の1・366の1から366の3まで（以上7筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 土砂の流出の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
北海道告示第510号 農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 平成18年6月2日 北海道知事 高橋 はるみ 1(1) 保安林予定森林の所在場所 北見市留辺蘂町花丘155の2（次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 土砂の流出の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。	4(1) 保安林予定森林の所在場所 稚内市大字宗谷村字富磯307地先（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 5(1) 保安林予定森林の所在場所 北広島市仁別180地先・464地先・471地先・482の1地先・494地先・501地先・503地先・506の3地先（以上8筆地先について次の図に示す部分に限る。）、180、464、471、482の1、494、501、503、506の3、三島508地先・728地先・743地先・508（以上3筆

地先 1 筆について次の図に示す部分に限る。）、728

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

仁別503地先・464・494・506の3（以上 1 筆地先 3 筆について次の図に示す部分に限る。）、180地先、501地先、180、501、503、三島728（次の図に示す部分に限る。）、508地先、728地先、508

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所 紋別郡西興部村字西興部336（次の図に示す部分に限る。）、335

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

7(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡むかわ町穂別栄199（国有林）、359の 2、359の 3、359の 9

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

8(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡本別町勇足77の 1 地先・78の 1 地先・77の 1・78の 1・79の 4・79の 5・81（以上 2 筆地先 5 筆につ

いて次の図に示す部分に限る。）、78の 3、125の 2、125の 4

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第511号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成18年 6 月 2 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 広尾郡広尾町字野塚11線19の 2 から19の 4 まで（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 霧害の防備

3 解 除 の 理 由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第512号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年 6 月 2 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町片無去421

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

北海道告示第513号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年6月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 釧路市音別町4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁産業振興部林務課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第514号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年6月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 山越郡長万部町字長万部450の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 飛砂の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第515号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成18年6月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 留萌市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 稚内市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 稚内市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 雪害の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 稚内市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第516号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成18年6月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 函館市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
函館市（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 白糠郡白糠町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 厚岸郡浜中町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
浜中町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課並びに函館市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第517号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成18年6月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 瀬棚郡今金町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
今金町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 瀬棚郡今金町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
今金町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 留萌市（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 留萌市（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 十勝郡浦幌町（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに留萌市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第518号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。 平成18年6月2日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 施 行 者 の 名 称 函館市 2 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画道路事業（3・4・110号中道四稜郭通、 3・4・104号本通中央通及び3・3・101号外環状線）	<table border="1"> <tr> <td>3 事業施行期間</td><td>平成18年6月2日から平成25年3月31日まで</td></tr> <tr> <td>4 事業地</td><td></td></tr> <tr> <td>収用の部分</td><td>函館市中道2丁目地内</td></tr> </table> 道 立 図 書 館 告 示 北海道立図書館告示第1号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成18年6月2日 北海道立図書館長 清 原 登志夫 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 電子計算機器の借上771点 2 随意契約の相手方を決定した日 平成18年4月1日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社HBA (2) 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地 4 随意契約に係る契約金額（1月当たりの単価） 4,746,000円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立図書館 (2) 所在地 江別市文京台東町41番地	3 事業施行期間	平成18年6月2日から平成25年3月31日まで	4 事業地		収用の部分	函館市中道2丁目地内
3 事業施行期間	平成18年6月2日から平成25年3月31日まで						
4 事業地							
収用の部分	函館市中道2丁目地内						

